

【注意事項等】

●注意事項

「公共工事土量調査報告様式」記入時の注意事項について説明します。

※ 一つの工事につき一つのExcelファイルが必要です。

1. 新規登録日時について

初めてExcel出力を押した際に、「新規登録日時」に自動で数字が入力されます。

「新規登録日時」によって工事を判別している為、新しい工事を登録する場合は、「登録日時クリア」ボタンで「新規登録日時」をクリアしてから提出用ファイルを作成してください。

実績の情報登録、登録済み工事の更新については、「登録日時クリア」ボタンをクリックすると「新規登録日時」がクリアされ別の工事として登録されてしまうので、「登録日時クリア」ボタンはクリックしないでください。

※ 別の工事であっても「新規登録日時」が一致している場合は同一工事となります。

※ 別の工事の場合は、「登録日時クリア」ボタンをクリックして「新規登録日時」をクリアしてください。

新規登録日時	202102181433093	登録日時クリア
更新登録日時	202103031104258	

2. 実績の入力について

実績の情報を登録する際は、必ず、予定情報の入力に使用したファイルと同じファイルを使用してください。

※「新規登録日時」によって同一工事を判別している為、

予定情報と実績情報の「新規登録日時」は一致している必要があります。

新規登録日時	202102181433093
更新登録日時	202103031104258

3. 搬出入区分について

「搬出入区分」が選択されていない場合、エラーチェックおよびExcel出力の対象外となります。必ず、搬出入区分を選択してください。

土量情報					
土量 No	搬出入区分	土工期開始		土工期終了	
		年	月	年	月
1	搬出	2021	1	2021	2
2	搬入	2020	7	2021	2

4. エクセル機能の制限について

「公共工事土量調査報告様式」は、行の追加等の機能を制限しています。

※ロック解除等はできません。

5. 必須項目について

入力用シートの赤字の入力項目は必須項目です。

空欄のまま「Excel出力」ボタンを押すと「エラー一覧シート」が作成され、Excel出力できません。

●操作マニュアル

[工事情報]

(1) 調査年度 (必須)

プルダウンで該当年度(西暦)を選択してください。

(2) 調査ランク (必須)

「予定工事調査」か「実績工事調査」のどちらかを選択してください。

(3) 新規登録日時

初めてExcel出力した日時が自動で入力されます。

※「登録日時クリア」、「全データクリア」をクリックしない限り変更されません。

(4) 更新登録日時

初めてExcel出力した日時が自動で入力されます。

その後、Excel出力をするたびに上書きされます。

[発注機関]

(5) 大分類 (必須)

入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。

(6) 中分類 (必須)

入力欄をクリックすると選択した大分類に応じた入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。

(7) 小分類 (必須)

入力欄をクリックすると選択した中分類に応じた入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。

(8) 細分類 (必須)

入力欄をクリックすると選択した小分類に応じた入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。

[発注者]

(9) 電話番号 (必須)

発注者の電話番号を合計10桁以下の半角数字で記入してください。

(10) FAX番号

発注者のFAX番号を合計10桁以下の半角数字で記入してください。

【注意事項等】

- (11) 内線番号
担当者の内線番号を10桁以下の半角数字で記入してください。
- (12) 部課係名(必須)
担当者の部課係名を記入してください。
(例: ○○課△△係)
- (13) 役職名
担当者の役職名を記入してください。
- (14) 担当者名
発注者の名前を記入してください。
- (15) E-Mailアドレス
担当者のメールアドレスを記入してください。

【工事情報】

- (16) 情報ランク(必須)
入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。
※調査ランクが「予定工事調査」のとき「想定数量の情報」「計画数量の情報」が選択できます。
※調査ランクが「実績工事調査」のとき「実績情報」が選択できます。
- (17) 工事種類(必須)
入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、該当する工事種類を選択してください。
- (18) 工事名称(必須)
工事の名称を記入してください。
- (19) 請負金額^{※1}(必須)
請負金額を税込で記入してください。
- (20) 施工場所住所(必須)
工事の主たる施工場所を選択してください。
初期表示: 空白 選択項目: 地区エリア、都道府県、市区町村を選択。
- (21) 施工場所地先(必須)
工事の主たる施工場所(市区町村よりあとの番地等)を記入してください。
- (22) 施工場所座標
工事の主たる施工場所の座標(緯度・経度)を記入してください。
※ 施工場所住所を市区町村まで選択した時点で、市区町村役場の緯度と経度が自動で入力されます。
- (23) 仮置場(スツヤト)の有無
入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、仮置場の有無を選択してください。

【土量情報】

- (24) 土量No(必須)
1~15までの数字があらかじめ記入されています。
- (25) 搬出入区分(必須)
搬出、搬入のどちらかを選択してください。
- (26) 土工期開始(必須)
着工年(西暦)を半角数字で記入し、着工月を選択してください。
- (27) 土工期終了(必須)
竣工年(西暦)を半角数字で記入し、着工月を選択してください。
- (28) 土質区分(必須)
搬出入する土量の土質を選択してください。
詳しい基準は、【参考】土質区分基準シートをご覧ください。
- (29) 土質情報
土質の詳細情報を、簡潔に記入してください。
- (30) 土量(m³)(必須)
搬出入する土の量を半角数字(単位: m³)で記入してください。
※ 最大7桁まで入力できます。
- (31) 工事間利用の決定状況(必須)
利用調整未実施か工事間利用決定を選択します。
※ 調査ランクが「実績工事調査」のときのみ、選択の必要があります。
- (32) 搬入(利用)用途(必須)
入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。
※ 搬出入区分が「搬入」のときのみ、入力できます。
- (33) 指定処分の有無(必須)
以下を参考に指定処分の有無を選択してください。

指定処分(A)	発注時に指定したもの
指定処分(B)	発注時には指定していないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの
自由処分	

【注意事項等】

(34) 工事間利用の有無^{注1} (必須)

工事間利用が実現したか否かを選択してください。

(35) 実現しなかった理由^{注1} (必須)

工事間利用が実現しなかった主たる理由を選択してください。

※ 工事間利用の有無が「工事間利用実現せず」のときのみ、選択できます。

(36) 実現しなかった理由 その他^{注1} (必須)

工事間利用が実現しなかった理由を簡潔に記入してください。

※ 実現しなかった理由が「その他」のときのみ、入力できます。

(37) 最終的な搬出先・搬入元^{注1} (必須)

入力欄をクリックすると入力データが表示されますので、該当する項目を選択してください。

(38) 最終的な搬出先・搬入元 その他^{注1} (必須)

最終的な搬出先・搬入元を簡潔に記入してください。

※ 最終的な搬出先・搬入元が「その他」のときのみ、入力できます。

注1：調査ランクが「実績工事調査」のときのみ、選択できます。

●コード表

※1 「公共工事土量調査報告様式」の予定工事入力において選択する項目です。

※2 「公共工事土量調査報告様式」の実績工事入力において固定表示される項目です。

情報ランク		搬入(利用)用途		
コード	コード内容	コード	コード内容	
1	想定数量の情報 ※1	1	工作物の埋戻し	
2	計画数量の情報 ※1	2	建築物埋戻し	
5	実績情報 ※2	3	道路(路床)盛土	
		4	土木構造物の裏込め	
		5	道路路体盛土	
		6	河川築堤(高規格堤防)	
		7	河川築堤(一般堤防)	
		8	土地造成(公園・緑地造成)	
		9	土地造成(宅地造成)	
		10	水面埋立	
		11	農地用(盛り土)	
		12	農地用(作土)	
		13	鉄道盛土	
		14	空港盛土	
		99	上記以外の搬入用途	
工事種類		工事間利用の有無		
コード	コード内容	コード	コード内容	
1	河川関係	1	工事間利用実現	
2	海岸関係	2	工事間利用実現せず	
3	砂防・地すべり関係			
4	道路関係			
5	ほ場整備関係			
6	上・工業用水道関係			
7	土地造成、区画整理関係			
8	公園関係			
9	下水道関係			
10	空港関係			
11	港湾関係			
12	建築関係			
13	鉄道、軌道関係			
99	その他の工事			
仮置場(ストックヤード)の有無		工事間利用が実現しなかった理由		
コード	コード内容	コード	コード内容	
1	有	1	土工期が一致する相手工事が無かった	
2	無	2	土質が一致する相手工事が無かった	
3	未確定	3	50km圏内に相手工事が無かった	
		4	予め、公的受入地へ搬出することが決まっていた	
		99	その他	
搬出入区分		土質区分		
コード	コード内容	コード	コード内容	説明
1	搬出	1	第1種建設発生土	砂、礫など
2	搬入	2	第2種建設発生土	砂質土、礫質土など
		3	第3種建設発生土	通常の施工性が確保される粘性土など
		4	第4種建設発生土	粘性土など
		5	泥土(建設汚泥を含まない)	
		6	建設汚泥	
		9	不明・未定	
工事間利用の決定状況				
コード	コード内容	説明		
1	利用調整未実施	再利用工事未定の建設発生土ストックヤードと土質改良プラントを含む ※1 ※2		
2	工事間利用調整中	工事間利用が調整中のとき ※1		
3	工事間利用決定	再利用工事決定の建設発生土ストックヤードと土質改良プラントを含む ※1 ※2		

【注意事項等】

指定処分の有無		
コード	コード内容	説明
1	指定処分(A)	発注時に指定されたもの
2	指定処分(B)	発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの
3	自由処分	

最終的な搬出先・搬入元			
工事間利用の有無	搬出入区分	コード	コード内容
1. 工事間利用実現	1 (搬出)	1	他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
		2	土質改良プラント(再利用工事が決まっている場合)
		3	建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)
		4	有償売却
		5	海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)
		6	建設汚泥中間処理施設
		99	その他
	2 (搬入)	1	他の工事現場(陸上)
		2	他の工事現場(海上)
		3	土質改良プラント
		4	建設発生土ストックヤード
		5	他工事の建設汚泥を直接利用した場合
		6	建設汚泥中間処理施設経由で、建設汚泥処理土を利用した場合
		99	その他
2. 工事間利用実現せず	1 (搬出)	1	現場内利用
		2	土質改良プラント(再利用工事未定の場合)
		3	建設発生土ストックヤード(再利用工事未定の場合)
		4	海面処分場(建設発生土の場合)
		5	民間内陸受入地(建設発生土の場合)
		6	建設汚泥中間処理施設
		7	最終処分場(建設汚泥の場合)
		8	公共内陸受入地(建設発生土の場合)
		99	その他
	2 (搬入)	1	現場内利用
		2	新材利用
		99	その他

●土質区分基準

区分 (国土交通省令)※1	細区分※2、※3、※4	コーン指数 qc※5 kN/m ²	土質材料の工学的分類※6、※7		備考※6	
			大分類	中分類 土質 (記号)	含水比 (地山) Wn(%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫[G]、砂礫[GS]	-	※排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等 により含水 比が増加す ると予想さ れる場合は、 1ランク下 の区分とす る。 ※水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土※8		砂質土	砂[S]、礫質砂[SG]		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土[I]	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫[GF]	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及び これに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土[I]	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト[M]、粘土[C]	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの ※第3種 建設発生土を除く)	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土[V]	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	-	
			粘性土	シルト[M]、粘土[C]	40~80%程度	
	第4種改良土		有機質土	有機質土[O]	40~80%程度	
泥土※1、※9	泥土a	200 未満	人工材料	改良土[I]	-	
	泥土b		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	-	
			粘性土	シルト[M]、粘土[C]	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土[V]	-	
泥土c	有機質土	有機質土[O]	80%程度以上			
			高有機質土	高有機質土[Pt]	-	

【注意事項等】

- ※1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- ※2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- ※3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- ※4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- ※5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表-2参照）。
- ※6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- ※7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- ※8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- ※9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知）
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「**建設汚泥処理土 利用技術基準**」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。
（参考文献）発生土利用基準について（平成18年8月10日 大臣官房技術調査課）